

❖ 国の関係

○原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

項目	対象者・対象事項	必要な手続き等	窓口
土地、建物登記簿	不動産の所在	職権で修正されますので、手続きの必要はありません。 ただし、登記事項の修正に相当の期間を要するので、その間については合併前の住所表記で証明書等が交付されます。特段の問題がなければ修正されたものとして読み替えてご利用ください。	宇都宮地方法務局 栃木支局 Tel.22-1068 栃木市片柳町 1丁目22番22号
	所有者の住所 (抵当権、地上権、仮登記等の権利者の住所)	所有者等の住所が変更になりますが、合併前の住所を新市の住所に読み替える規定がありますので、手続きの必要はありません。 なお、合併前の住所で差し支える場合は、新市が発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、右記窓口へ登記名義人の住所変更登記（非課税）を申請してください。	
会社等の商業登記、法人登記等	定款等にある事務所の位置の表記変更等 役員の住所表記変更	本店、主たる事務所及び役員の住所等については職権で修正されますので、手続きの必要はありません。 ただし、登記事項の修正に相当の期間を要するので、その間については合併前の住所表記で証明書等が交付されます。特段の問題がなければ修正されたものとして読み替えてご利用ください。 支店及び従たる事務所（以下「支店等」）の場合、合併日以降、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請してください。 (栃木県内に本支店がある場合を除く)	
政府管掌健康保険	適用事業所の事業主	変更内容については、社会保険事務所より各事業所へ通知書を送付します。	栃木社会保険事務局 栃木社会保険事務所 Tel.22-4131 栃木市城内町 1丁目2番12号
	被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 被保険者証に記載の住所は、本人で書き替えをお願いします。	
国民年金、厚生年金	被保険者、受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 手帳等に記載の住所は、本人で書き替えをお願いします。	※22年1月から、「栃木年金事務所」に名称が変わります。
	厚生年金加入事業所	住所変更の手続きは必要ありません。 変更内容については、社会保険事務所より各事業所へ通知書を送付します。	
自動車検査証	普通車、250ccを超えるオートバイ	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新市名に変更することを希望される方は窓口に自動車検査証を持参していただければ、新市名に変更した、新自動車検査証を交付いたします。 (料金等はかかりません。)	関東陸運局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 Tel.050-5540-2020
軽自動車届出済証	125ccを超え250cc以下のオートバイ	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新市名に変更することを希望される方は窓口に軽自動車届出済証を持参していただければ、新市名に訂正させていただきます。(料金等はかかりません。)ただし、新しい用紙での軽自動車届出済証を希望される方は、用紙代として100円負担となります。	佐野市下羽田町 2001番7号
自動車検査証	四輪の軽自動車	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は車検証と印鑑をご持参いただき申請することができます。申請用紙代として40円負担となります。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 Tel.0283-20-6116 佐野市下羽田町 2001番2号

※「県」関係の手続きは次号でお知らせします。